

キウイフルーツ全伐採農家の営農再開支援に係る  
補正予算の概要について

- 1 26年5月に本県で国内初感染が確認されたキウイフルーツかいよう病「Psa3型」は、本年4月以降も発病が確認されるなど今後も発生拡大が懸念されており、予防対策の徹底とともに、発生後の拡大防止に全力で取り組む必要がある。

キウイフルーツかいよう病被害対策については、昨年度、被害発生を踏まえて国に要望した結果、伐採による損害額を補償する樹体共済制度がスタートしたが、適用開始は7月1日以降であり、6月末までに発病した園地は補償を受けられない。

このため、県防除方針に基づいて樹体共済制度の適用開始前に全伐採した農家に対し、全伐採経費への助成や再生支援金の支給を行い、営農再開に向けた準備を迅速に支援することにより、日本一のキウイフルーツ産地を守り、農業経営の安定化を図る。

- 2 予算の内容及び規模 一般会計 8,000千円  
キウイフルーツ全伐採農家営農再開支援事業費 8,000千円

事業主体：市町（実施主体：JA）

対象者：全伐採農家

事業内容

発病園地伐採支援事業（4,400千円）

補助対象：園地の全伐採に要する経費

負担区分：県1/2（市町1/4、JA1/4）

再生支援金（3,600千円）

支給額：10a当たり270千円

負担区分：県1/3（市町1/3、JA1/3）

- 3 歳入・歳出予算の款別内訳

○歳入：繰入金（財政基盤強化積立金からの繰入）

○歳出：農林水産業費

- 4 議案

平成27年度愛媛県一般会計補正予算（第1号）

- 5 提案日

5月13日（水）（5月臨時県議会）